佐賀市公告第２０７号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に基づき、市有財産を一般競争入札により処分するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び佐賀市財務規則（平成１７年佐賀市規則第６２号）第８４条の規定により次のように公告する。

令和８年１０月１５日

佐賀市長　坂　井　英　隆

１　入札に付する財産

物件番号	物件名称	所在地	地番	地目	地積	持分
1	本庄町末次市有地	本庄町大字末次	８４１番１０	宅地	６０３．８１平方メートル	全部
2	富士町古湯市有地	富士町大字古湯	８０５番１	宅地	３９５．２５平方メートル	全部

２　予定価格

物件番号１　　１１，４００，０００円

物件番号２　　２，７９０，０００円

※予定価格とは、あらかじめ本市が定めた最低売却価格をいう。

３　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった日から３年を経過していないもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は佐賀市暴力団排除条例（平成２４年佐賀市条例第３号）第２条第３号に規定する暴力団員等である者（法人にあっては、その役員等のいずれかが暴力団員等であるものを含む。）

(4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(5) 次のいずれかに該当する者

ア　暴力団員等がその経営に実質的に関与している者

イ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者

(6) (3)から(5)までに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

4　開札の日時

物件番号１　令和８年１２月１８日（金）　午前１０時

物件番号２　令和８年１２月１８日（金）　午前１０時３０分

5　開札の場所

佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所中棟２階　佐賀市総務部財産活用課

6　売買契約条項等を記載した入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所　佐賀市栄町１番１号

佐賀市役所中棟２階　佐賀市総務部財産活用課

電話　０９５２－４０－７０４５

(2) 期間　令和８年１０月１５日（木）から令和８年１１月２７日（金）まで（佐賀市の休日に関する条例（平成１７年佐賀市条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）

(3) 時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

7　入札参加の申込み

(1) 提出書類　入札説明書に定める入札参加申込書

(2) 提出期間　令和８年１０月１５日（木）から令和８年１１月２７日（金）午後５時１５分まで（必着）

(3) 提出先　郵便番号８４０－８５０１

佐賀市栄町１番１号

佐賀市総務部財産活用課財産活用係

(4) 提出方法　持参又は郵送（ただし、郵送による場合においては、郵便法（昭和２２年法律第１６５号）に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。）

8　入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無について令和８年１２月１４日（月）までに電話で連絡する。

9　入札保証金

(1)　２に規定する予定価格の１００分の５以上の金額を、令和８年１２月１４日（月）までに本市が発行する納付書で納入しなければならない。

(2) 入札保証金は、入札終了後に還付する。ただし、落札者に対しては売買契約締結後に還付する。この場合において、落札者の入札保証金は、１７の契約保証金の一部に充当することができる。

(3) 入札保証金を還付する場合は、利息を付さない。

１０　入札書等の提出方法

(1)に掲げる提出書類を郵便法に規定する書留（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。直接持参その他の方法による提出は認めない。

(1) 提出書類

ア　入札書（物件名称及び入札参加者名を記載した中封筒に封入して封印をすること。）

イ　入札保証金還付請求書（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

ウ　入札保証金の領収証書の写し（外封筒に封入することとし、中封筒には封入しないこと。）

(2) 提出期間　令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月１７日（木）まで（必着）

(3) 提出先　郵便番号８４０－８５０１
佐賀市栄町１番１号
佐賀市総務部財産活用課財産活用係

１１　入札の辞退

(1) 入札参加の申込み後、入札書を提出する前に入札を辞退するときは、入札辞退届を財産活用課へ持参し、又は郵送すること。

(2) 入札書を既に郵送している場合は、入札辞退届が入札書より先に本市へ到達した場合に限り、入札を辞退することができる。

(3) 入札書が本市へ到達した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札を辞退した者が納付した入札保証金は、所定の手続により還付する。

１２　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者又は入札参加の申込者以外の者が行った入札

(2) 入札に関し不正な行為を行った者が行った入札

(3) 入札金額を訂正した入札又は入札書の金額、氏名、印影その他主要な部分に誤脱があり、若しくは判読できない入札

(4) 入札保証金を納入していない者又は所定の額に満たない入札保証金を納入した者が行った入札

(5) 予定価格に満たない金額による入札

(6) 同一物件について、同一の者が２通以上行った入札
(7) 提出期間までに入札書等を提出しなかった者が行った入札
(8) その他入札公告又は入札説明書に定める条項に違反した入札

１３　入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

１４　落札者の決定

落札者は、本市が定める予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な入札をした者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くべき入札者が開札に立ち会っていないときは、当該入札者に代わり、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

１５　売買契約の締結

落札決定の通知を受けた日から５日以内に売買契約を締結するものとし、契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とする。

１６　入札保証金の帰属

落札者が１５に規定する期間内に契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属する。

１７　契約保証金

(1) 売買契約を締結する際に売買代金の全額を納入しない場合は、売買代金の１００分の１０（当該売買代金が１，０００万円を超える場合は、１，０００万円までの部分については１００分の１０、１，０００万円を超える部分については１００分の７）以上の金額を契約保証金として、本市が発行する納付書で納入しなければならない。
(2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。
(3) 落札者が売買代金を期限内に納入しないとき又は契約条項に違反したときは、契約保証金は返還しない。

１８　売買代金の納入

売買代金は、契約を締結した日の翌日から起算して、１か月以内に全額を一括して納入しなければならない。

１９　売買物件の引渡し

(1) 売買代金の納入があったときに所有権の移転及び物件の引渡しがあったものとする。
(2) 物件の引渡しは、現況のままとする。
(3) 所有権の移転登記は本市が行うが、登記に必要な登録免許税は、落札者の負担

とする。

２０　問合せ先

佐賀市栄町１番１号

佐賀市総務部財産活用課財産活用係

電話　０９５２－４０－７０４５